

# 第10回合併協議会 会 議 録

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

## 第10回高富町・伊自良村・美山町合併協議会

開催年月日 平成14年6月3日(月)

開催場所 高富町役場庁舎3階大会議室

合併協議会委員定数 25名

開 会 午後1時30分

閉 会 午後3時07分

高富町・伊自良村・美山町合併協議会出席者

会長職務代理 矢 口 貢 男

委 員 村 橋 忠 夫 久保田 ・(ひとし)

渡 辺 政 勝 武 山 和 行

藤 岡 功 杉 田 實 男

平 野 元 三 井 怜 子

高 橋 稔 横 山 善 道

川 島 清 夫 山 崎 雄 作

船 戸 繁 俊 上 野 政 幸

棚 橋 壽 子 長 屋 孝

大 西 克 巳 小 森 英 明

河 口 衛 高 瀬 茂

花 村 進 石 神 み ち 子

坂 正 光

以上24名

高富町・伊自良村・美山町合併協議会欠席者

山 崎 通 平 光 節 夫

山 田 忠 雄

以上 3名

高富町・伊自良村・美山町合併協議会幹事会

幹事長 横山 久生

副幹事長 宇野 敏勝 田垣 隆司

高富町・伊自良村・美山町合併協議会総務専門部会

専門部会長 船戸 時夫

企画財政分科会長 嶋井 勉

企画財政副分科会長 三輪 隆博

一般管理分科会長 長屋 義明

行政一般分科会長 鷲見 奉子

高富町・伊自良村・美山町合併協議会厚生専門部会

専門部会長 船戸 貞雄

住民行政分科会長 田原 修

環境分科会長 梅田 勇人

高富町・伊自良村・美山町合併協議会事務局

事務局長 酒向 隆

事務局職員 上野 達也 久保田 裕司

安川 英明 土田 浩司

議事日程

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 新委員委嘱
- 4 議題

報告事項

報告第19号 第7回新市名称候補選定小委員会報告について

承認事項

承認第1号 平成13年度高富町・伊自良村・美山町合併協議会決算について

協議事項

協議第8号 新市の名称について（継続協議）

協議第17号 公共的団体等の取扱いについて（継続協議）

協議第 2 2 号 (仮称)新市まちづくり計画について(継続協議)

協議第 2 8 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて(継続協議)

協議第 3 1 号 防災関係事業の取扱いについて

協議第 3 2 号 地域情報化関係事業の取扱いについて

協議第 3 3 号 国民健康保険事業の取扱いについて

協議第 3 4 号 保健・環境関係事業 の取扱いについて

協議第 3 5 号 公共施設の名称等の取扱いについて

#### 確認事項

第 1 1 回合併協議会開催日程等について

5 その他

6 閉会

事務局長 開会前に断りしておきます。

今日のご出席の関係ですけれども、顧問の山田県議会議員におかれましては、県議会の農林商工委員会の関係でご欠席でございます。それから、平光委員におかれましては、本巣南部合併協議会と時間が重なっているということで、そちらにご出席でございますので、ご欠席でございます。

それでは、時間どおりに始めたいと思いますので、しばらくお待ちください。

午後 1 時 3 0 分 開会

事務局長 大変お待たせいたしました。

ただいまから第 1 0 回高富町・伊自良村・美山町合併協議会を開催いたします。

開会に当たりまして、会長職務代理者であります副会長の矢口美山町長よりごあいさつを申し上げます。

副会長 皆さんこんにちは。今日は合併協議会の第 1 0 回を開催させていただきました、外では天候のいい中でありまして、皆さん方には何かとご都合のある中出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

先般は副会長として司会進行させていただきました。今日は職務代理ということでございます。委員の皆様方の格別なご協力をよろしくお願いいたしまして、早速協議に入りたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

事務局長 大変申し訳ございません。先ほどご欠席の方のご紹介をする中で、会長の山崎高富町長は、先に報道されておりますとおり、出席することができませんので、お断りを申し上げます。

それでは、今回委員さんが交代されておりますので、ここで新しく委員になられました方に対しまして、委嘱状の交付をさせていただきます。先般の伊自良村議会で議長が上野さんから高橋さんに交代されておりますので、高橋議長に委員に就任していただきます。会長職務代理者が新しく委員になられました方のお席の前まで出向いて委嘱状を直接お渡しいたしますので、よろしく願いいたします。

新委員に委嘱状の交付

事務局長 それでは、新しく就任されました高橋委員さん、一言ごあいさつをいただけますでしょうか。

委員（高橋 稔君） 伊自良村議会の議長交替がございまして、上野さんから私ということで、ただいま委嘱状をいただきまして、責任の重さを感じておる訳でございますが、

皆様とともにご協力とご指導を賜りながら委員を務めさせていただきますので、よろしく  
お願いをいたします。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議時間は概ね3時半まで、2時間程度ということを目安にしており  
ますので、委員の皆様のご協力の程、お願いいたします。

早速ですけれども、議事に入らせていただきます。議長につきましては、職務代理者で  
ある矢口副会長にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、早速ではございますが、議事に入りたいと思います。

報告事項につきまして、報告第19号第7回新市名称候補選定小委員会報告について、  
小委員会の平野委員長からご報告をお願いします。

小委員会委員長 それでは、第7回の新市名称候補選定小委員会につきまして、ご報告  
申し上げます。

去る5月21日火曜日に小委員会を開催しました。今回は、新市の名称の選定に当たり  
まして、地名に関して歴史的背景などを検討するということになっておりまして、岐阜女  
子大学の丸山幸太郎先生にお願いして講義を受けた後、協議をいたしました。報告第19  
にございますように、合併協議会に提案する名称候補については、委員の皆さんから真剣  
な協議、選定を行っていただきまして、その結果、次のページに掲げます新市名称候補  
を選定させていただきました。これにつきましては、各委員の方には、前もってご連絡を申  
し上げまして、事務局の方から名称を出ささせていただいておりますので、予めご承知おき  
と思いますが、岐山、北岐阜、ぎふ山県、岐北、新山県、富自美、みの山県、美濃やまが  
た、美濃山県、山県ということで、10の候補を選定した訳でございます。先日記者発表  
を行いまして、新聞報道もなされておりますが、今日の第10回協議会の方へ報告させて  
いただいて、今後協議会の方でいろいろご審議を賜って、名称を決定していただくこと  
になりますが、よろしく申し上げます。

以上、簡単でございますが、報告させていただきます。

議長 ありがとうございます。ただいま平野委員長から報告がございました件につき  
まして、何かご質問、ご意見などございましたら、お受けしたいと思います。何かござい  
ませんか。

暫時後

特にご質問もご意見もないようでございますので、新市の名称につきましては、後ほど

協議をいたします。

続きまして、承認事項に入らせていただきます。承認第1号の平成13年度高富町・伊自良村・美山町合併協議会決算について、事務局から説明をいたします。

事務局長 それでは、説明させていただきます。

承認1と付してあります平成13年度合併協議会会計歳入歳出決算書としてあるものをご覧ください。座ってご説明をさせていただきます。

1枚おめくりをいただきますと、決算審査意見書ということになっておりまして、監査委員名で決算審査意見書をいただいております。もう一枚めくっていただきますと、協議会規約第17条によりまして、協議会の出納の監査は会長の属する町村の監査委員に委嘱して行うということになっておりますので、高富町の監査委員をお願いをいたしまして審査をしていただいております。それから、委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならないとしておりますので、当該ページ、5月24日付の報告書をいただいております。この報告書によりまして、決算の意見審査についてということで、合併協議会財務規程第10条の規定による審査に付された平成13年度合併協議会歳入歳出決算について審査した結果、次のとおり意見を提出しますとしておりまして、財務規程第10条は「会長は、毎会計年度終了後、3カ月以内に協議会の決算を調製し、協議会の監査委員により監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。」ということで、この監査委員の意見をいただいております。先にこちらからご説明します。3ページの方を見ていただきますと、平成13年度の合併協議会の会計歳入歳出決算書について、5月24日に審査をしていただきました。第4の審査結果をご覧くださいますと、審査に付された平成13年度高富町・伊自良村・美山町合併協議会会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書は、いずれも高富町・伊自良村・美山町合併協議会財務規程に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿と符合し、かつ正確であることを認めたということで、決算については何ら問題ないというご意見をいただいております。

4ページからご覧いただきますと、歳入歳出決算の概数が入っておりますが、まず歳入の合計でございますけれども、現計予算3,200万円に対しまして、調定額が2,534万7,872円、収入済額も同額でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。次のページをご覧ください。予算現額3,200万円に対しまして、歳出でございますけれども、2,534万7,569円ということで、不用額が665万2,431円となっておりますけれども、一番下の欄外を見ていただきますと、歳入歳出差し引き残

額は303円ということで、うち基金繰入額はなしということになっております。

歳入歳出のそれぞれについて簡単にご説明申し上げます。

9ページ、10ページをご覧ください。歳入は主に3町村からの負担金で賄っております。内訳については、備考欄に記してあるとおりでございますけれども、まず負担金を2,284万6,000円頂戴しております。それから、諸収入といたしまして、預金利子が1,872円、それから県から合併協議会支援交付金という形で250万円をいただいております。合わせまして、先程申しましたように2,534万7,872円ということになっております。

歳出につきましては、多額の不用額が出ておりますものについて、まずご説明申し上げた上で、合併協議会の事業成果というものについて簡単にご説明申し上げたいと思います。多額の不用額が出ておりますのは、職員手当等で270万円弱の時間外勤務手当で不用額が出ておりますが、これについては、節減に努めまして、なるべく時間外勤務をやらないようにしまして節減に努めた結果、これだけの不用額が出ております。事業費の事業推進費でございますけれども、役務費で86万5,820円の不用額が出ておりますが、これにつきましては前にもご説明申し上げたとおり、住民意識調査のアンケートにつきましては、郵送料による発送を予定しておりましたが、自治会等のご協力により、送料がかからなかったということで、不用額が出ております。その他、当然これは町村からの負担金で賄われておるものでございますので、なるべく節減に努めました結果、比較的多額でございますけれども、不用額が出ておりますので、これはすべて基本的には負担金をいただいております町村にそのままお返しするという方針でこういう結論になっております。平成13年度でございますけれども、皆様ご承知のとおり、合併協議会そのものは7回を開催しておりますし、小委員会につきましても名称に関しては4回開催しております。その他、幹事会、専門部会等は随時開催しておりますし、皆様にご協力いただきました先進地視察につきましても、平成13年12月4日から5日にかけて、香川県と兵庫県に参ったところでございます。その他、機関誌の発行、ホームページの開設・運営など、情報提供にも努力しておりますし、委託といたしまして、今日も議題になっておりますけれども、新市将来構想の策定業務、それから事務事業の調査、電算システムの関係の調査、それから工事委託といたしまして、事務局室の設置と改修工事ということで、これらの事業を行っております、以上のような結果が歳出に現れておるところでございます。以上でございます。



議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の方から説明をいたしました承認第1号の平成13年度高富町・伊自良村・美山町合併協議会決算につきまして、何かご質問、ご意見などがございましたらお受けしたいと思います。何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見もないようでございますので、平成13年度高富町・伊自良村・美山町合併協議会決算は原案のとおり承認させていただくということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。異議なしということで、承認第1号の平成13年度高富町・伊自良村・美山町合併協議会決算については原案のとおり承認されました。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。

先ほど小委員会からのご報告もございましたが、継続協議となっております協議第8号の新市の名称についてのご協議をお願いいたします。これについてご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。何かございませんか。

委員 ちょっと風邪がみでございまして、声をからしておりますので、お許しを願いたいと思います。

小委員会で4,002の中から10の新市名を選考していただきまして、大変ご苦労さまでございました。これについて、10を選ばれた後、1つに絞るのは、今日決めるのか、これはいつ決めるわけですか。

議長 事務局からお答えします。

事務局長 決めていくスケジュールということですか。

委員 そうです。

事務局長 これにつきましては、まだこの10個をどうやって絞り込んでいくかというところから始まりまして、必ずしもいつまでにといいいますか、この日までというふうにはまだスケジュールが組まれておりません。どちらにいたしましても、今日初めて提案されたところですので、どのような形で絞っていったらいいかという皆さんのご意見によりまして、スケジュールも実際決まってくるというふうに思っております。

議長 他にございませんか。

暫時後

それでは、ご意見もないようでございますので、新市の名称につきましては、継続協議

にしたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。異議なしということで、協議第8号の新市の名称につきましては、継続協議といたします。

続きまして、同じく継続協議となっております協議第17号の公共的団体等の取扱いについてのご協議をお願いいたします。事務局から説明をいたします。

事務局長 これは土地開発公社につきまして、理事会あるいは理事会のメンバーに今回の調整方針についてきちんと説明をした上で、協議会に諮るべきというご意見がございまして、皆様ご賛同いただきましたので、各町村に持って帰りまして、土地開発公社の事務局から理事会あるいは理事会のメンバーにご説明した上で、また再度この同一の調整方針で諮らせていただくものでございます。

調整方針案を改めて読ませていただきます。伊自良村土地開発公社及び美山町土地開発公社については、高富町土地開発公社に債権を譲渡し債務を引き継ぎ、合併の前日までに解散するものとする。高富町土地開発公社については、伊自良村土地開発公社及び美山町土地開発公社の債権を譲渡し債務を引き受け、新市における土地開発公社とするということになっております。以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の方から説明をいたしました協議第17号の公共的団体等の取扱いについてご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いいたします。

委員 この土地開発公社の合併についてということですが、実はこれは大桑地内で椿野苑を建てた後、残地の方を3カ町村で購入をしようという形になっていた、これはいわゆる高富町の土地開発公社が代弁をしたという形だろうと思うんですが、当初の計画はまるごと福祉健康村という名前でスタートしたように私は思う訳ですが、また途中から地球環境村という名前で地元の大桑地域ですか、それの方へ高富町の幹部の方が説明に回っておられたようなことも聞いておりますし、その後、大桑の住民の方々がこの地球環境村は余りふさわしくないということで、反対運動をなされたということも聞いておるんですが、いわゆる福祉健康村から地球環境村に変わった経緯をちょっと説明していただきたいと思うんです。よろしく願います

議長 事務局からお答えをいたします。

事務局長 合併協議会事務局は、この事業そのものの経緯についてご説明する立場では

ないとは思いますが、今の段階ではまだあくまでもまるごと福祉健康村構想拠点整備事業の用地という位置付けはそのままでございまして、地球環境村については、あくまでも地元に対して何らかの働きかけが行われているということらしいのでございまして、事業決定がされているということではなくて、地元との話し合いが進められているというふうに聞いております。

議長 はい、長屋委員よろしいかな。

委員 私はいいとは言いませんけども。

議長 他に何かございせんか。

暫時後

それでは、ご意見もないようでございますので、協議第17号公共的団体等の取扱いにつきましては、原案のとおり承認させていただくこととしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしということで、協議第17号の公共的団体等の取扱いにつきましては、原案のとおり承認されました。

続きまして、同じく継続協議となっております協議第28号の議会の議員の定数及び任期の取扱いについてのご協議をお願いいたします。これにつきましてご質問、ご意見ございましたら発言をお願いいたします。

暫時後

委員 この前、第1回目の協議をされました時と同じ意見なんですけれども、本協議会の中で小委員会を設置して、この議員の任期、定数については協議をしていただきたいと思っておりますので、提案させていただきます。

暫時後

議長 それでは、武山委員から小委員会をつくって協議したらと、こういう発言がございましたが、そういうふうにさせていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、ただいまの議員定数及び任期の取扱いについては、小委員会を設置して協議をいただきます。よろしく願いをいたします。

引き続きまして、小委員会の委員の構成はどういう方々にお願いをしたらいいか、ご意見ございましたらお願いをいたします。

委員 私どもは議会でもいろいろ論議をしてまいりました。私ども議員の身分保障、い

わゆる議会の任期と定数等につきましては、できれば議員を除いた学識経験者で構成してもらえるといいかなと、そんな希望を持っておりますので、ひとつお願いいたします。

委員 私ども美山町議会で特別委員会も設置しておりますので、ある程度筋書きをしいたところでございますけれども、何せ議会議員ということにつきまして、私は現職でございますので、とやかく言うことはしませんが、これは私たちが代表者である、いわゆる任期中に補選に出てこられる方々のためにも、我々議員も参画して小委員会の中へ入った方がいいんじゃないかと、こんなことを思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員 どの機関で協議するかという前に、私ひとつ提案というようなことになるかと思ひますけれども、この議員の任期と、それから定数、選挙区、この3つを協議というようなことになっておると思ひますが、この任期と、それからあと2つを分けて、まずこの任期だけをその小委員会で協議をしていただいたらどうかと。と申しますのは、任期によっては定数に関連性があるんじゃないかなということをおなりに思ひたもので、まず別に議員さんの任期だけを小委員会の人で協議をしていただくというふうにしていただけたらと思ひますが、いかがですか。

委員 伊自良村の方でも、それぞれ特別委員会等あるいは議員さん等もいろいろと協議というものを重ねてまいった訳でございますけど、基本的にはやはり小委員会をつくって、その中で検討していただきたいと。できましたら、その小委員会の中でやはり議会のいろんな運営上のこともあるんだらうという中から、やはり議会の方も当然その中に入って協議をしていくのが妥当ではないかなということだと思ひますので、そういうようなところ、できましたら小委員会の中にその辺のことを含めて、今後ともやはり理解をし合っただ中で協議をしていくと。全員の方のそういう声といひますが、そういうものが反映されるということが一番妥当ではないかなというようなことを思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員 多分伊自良村さん、それから美山町さん、高富町、それぞれ今お聞きのとおりで、多少分かれておりますが、事務局で一遍この辺をご検討いただいて、それから他にも例があると思ひますが、その辺も一遍よくご調査をいただいて、議員を入れるのがいいのかどうか、そこら辺もよく検討していただいて、この小委員会の構成を一遍考えてもらえたらと思ひますが、どうも今のやりとりでは、この場では決まりそうにないような気がいたしますので、その辺について、よろしくお願ひします。

委員 先ほど私は分けて検討していただきたいということを申し上げましたが、小委員会のメンバーについては、ちょっと地元の議員さんとは意見が違う訳ですけども、その理由につきましては、先般のこの協議会でも申し上げたとおりだと思っておりますので、議員さん以外の方でこの小委員会をつくっていただきたいというようなことを私は思っております。

私が先ほど聞いた、別にとということはどういうふうになりますか。

議長 はい、それも含めて検討させていただきたいと思いますが、やはりそれぞれ別々の意見が出ますと、ここで決定をするというわけにまいらないと、そんなふうに思います。できれば、一度事務局の方で検討させていただいて、委員さんを挙げて指名することになりましたら是非とも協力いただきたいと、そんなこともと思いますが、皆さん、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、事務局の方で検討しながら、任期も定数も別々に協議する、しないということを含めまして、それと委員さんの人選の場合にお願いをいたしました方々、またご協力をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

委員 今日、継続審議ということで切っていい訳ですか。

議長 小委員会をつくる、そのつくり方によって一応事務局の方で検討させてほしい。そして、委員につきましては、またお願いをした際には、その委員の中の皆さんに協力いただきたいと、こういうことで今お諮りをいたしました。継続といいますが、その前に小委員会をまずつくってほしいということでございましたので、それと定数と、そうしたのも一応含めまして事務局で協議をさせてもらって、それから小委員会を構成して協議を願うと、こういう順序です。よろしゅうございますか。

暫時後

委員 今の説明の中では、どうもちょっとわかりにくいところがあるんですけども、小委員会のメンバーを構成するのを事務局にお任せするという形としていいんですね。

議長 そうです。

委員 わかりました。それと、伊自良村の方から質問がありました1つだけを絞れというようなこともありましたけども、やはりこの協議第28号に書いてあるとおりの定数と任期の取扱いというものを含めた小委員会をつくってほしいということです。

議長 それでは、ただいまの協議につきましては、小委員会をどういうメンバーでつく

るか、これは事務局で一応検討させていただいて、そしてこの協議会の委員の皆さんの中でご依頼するというので、よろしく願いいたします。

#### 暫時後

それでは、先ほどの件につきましては、この協議会が終わって日程を調整しまして、そして委員の皆さんにお願いするというので、よろしく願いいたします。

それでは、次に移ります。

続きまして、協議第31号の防災関係事業の取扱いについてのご協議をお願いいたします。事務局からご説明をいたします。

事務局長 それでは、ご説明をいたします。協議31とナンバーが振ってあります資料をご覧ください。座ってご説明をさせていただきます。

防災関係事業でございますが、まず調整方針を読ませていただきますと、地域防災計画については、新市において速やかに策定するものとする。伊自良村及び美山町の防災行政無線（同報系）の運用は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに周波数の統一を図り、遠隔操作設備を市庁舎及び消防本部に整備するものとする。防災行政無線（移動系）の運用については、当分の間は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに3町村の周波数の統一を図るものとするとしております。

まず、地域防災計画でございますけれども、当該ページの一番下のところに災害対策基本法というのがございまして、町村は必ず地域防災計画をつくりなさいという条文になっておりますので、現在3町村におきましても、地震災害等を含む防災計画は持っておるんでございますけれども、当然新市におきましても、防災は待たなしということでございますので、直ちに速やかに防災計画をつくって、住民から行政まで、これらのものが一体となった防災に臨む体制を作っていくという方針でございます。

それから、防災をする場合の重要な手段といたしまして、防災行政無線というのがございます。次のページをご覧ください。まず、同報系でございますけれども、これは一般の住民の方に何かがあった場合にお知らせをしておる仕組みでございます。高富町と伊自良村、美山町はちょっとやり方が異なっております。高富町の場合は有線テレビを持っておりますので、このシステムの中で防災行政無線と同じ機能を果たしております。屋外拡声器も持っておりますし、放送端末機を設置している世帯には声で情報が届くという形になっておりますので、通常の防災行政無線のシステムとはちょっと違う形をとっております。伊自良村、美山町につきましては、それぞれ屋外拡声器も持っておりますし、戸別の

受信機も無償貸与で1世帯1台を置きまして、その都度情報が届くようになっております。ただし、先ほど調整方針の中でも申しましたように、高富町はもともと違うシステムですし、伊自良村と美山町の間でも周波数が異なっております。したがって、これを将来的には統一していこうという方針でございますけれども、統一に当たりましては、東海総合通信局との調整、あるいは整備工事等も必要になりますので、直ちに4月1日から統一した形で運用するのは非常に難しいということから、遠隔操作装置の設備を市役所に予定されておりますこの高富町役場に置くとともに消防本部にも置いて、現在と同等の連絡体制をとろうということでございます。

次のページをご覧ください。移動系でございますけれども、これはハンディターミナルとか車載型など移動できる放送設備等のことでございますけれども、これもご覧になったらわかりますように、周波数はいずれも異なっております。したがって、これについても最終的には統一をした上で運用したいという方針を持っておりますけれども、やはり同じように、東海総合通信局との調整にも相当時間がかかるだろうと言われておりますし、整備工事等にも相当な費用と年数がかかるのではないかとこのふうに見込まれておりますので、当面は支所に基地局を置いたまま運用したいということで、当然伊自良村、美山町にも支所が置かれまして人がおりますので、対応はできるということで、当面はこの運用、今までの運用方式に倣った形で運用したいということでございますが、将来的には先ほどから申しておりますように、統一に向けて準備をしていきたいということでございます。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の方から説明をいたしました協議第31号の防災関係事業の取扱いにつきまして、ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、ご意見もないようでございますので、協議第31号防災関係事業の取扱いについては原案のとおり承認させていただくことということで、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしということで、協議第32号の地域情報化関係事業の取扱いについては原案のとおり承認されました。

続きまして、協議第32号の地域情報化関係事業の取扱いについてのご協議をお願いい

たします。事務局から説明をいたします。

事務局長 それでは、ご説明をいたします。

協議32と付してあります資料をご覧ください。座ってご説明させていただきます。

調整方針案、有線テレビ放送については、情報インフラの整備（幹線の光ファイバー化・デジタル対応等）を図り、双方向通信に対応すると共に、当該システムを市域全域に拡大し、新市の地域情報化を推進するものとするをいたしております。

現在、ご承知のとおり高富町には有線テレビ放送がございます。概要はここに記してございますけれども、昨年度末でございますが、受信契約世帯数が4,919世帯ございまして、加入率が約85.9%ということで非常に高い加入率になっております。基本的には、町民の皆さんに対しての広報媒体、それから地域情報を流していくということで、貴重な情報源となっております。自主放送も作成しておりまして、地域のイベントとか町議会の一般質問等、これらも非常に皆さんの関心が高くて、地域の情報を提供するには、非常にメリットのあるシステムになっております。もともと有線テレビといえますのは、難視聴に対応するものでございまして、次のページをご覧くださいまして、これだけのメニューの放送を提供いたしておりまして、当然町内のどこでも画質の良いテレビ放送が視聴できるということで、画質そのものについても評価が高いと言われております。

地域情報化関係というところでお諮りしましたのは、高富町有線テレビは、現在、例えばインターネットのプロバイダー機能を果たしてはいないということで、今後地上波テレビ放送のデジタル対応ということも、このままいきますと必要になってまいりますし、双方向あるいはインターネットのプロバイダーとしての提供を考えますと、新しい市におきましては、有線放送テレビという媒体により情報インフラの整備、光ファイバー化やデジタル対応を図りながら、地域情報化を実現していったらどうか。現在高富町だけで運用されておりますけれども、全市を対象に事業を拡大して、市内全域でこれらのサービスを受けられるようにしてはどうかということで、これにつきましては相当な経費がかかるというふうに見込まれますし、例えば利用料をいくらにしていかがという重大な問題もございまして、これら事業手法につきましては今後検討する余地があるんですけども、基本的には新市の大きな方針をいたしましては、全域でこの事業を進めていったらどうかという提案でございます。以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明いただきました協議の前に、先ほど協議第31号の件で原



案どおりということを申し上げましたが、これら防災関係事業の取扱いにつきましては原案のとおり承認させていただくということで訂正をさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、ただいま事務局の方から説明をいたしました協議第32号の地域情報化関係事業の取扱いにつきまして、ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、ご意見もないようでございますので、協議第32号の地域情報化関係事業の取扱いについては原案のとおり承認させていただくこととしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。異議なしということで、協議第32号の地域情報化関係事業の取扱いについては原案のとおり承認されました。

続きまして、協議第33号の国民健康保険事業の取扱いについてのご協議をお願いいたします。事務局から説明をいたします。

事務局長 それでは、ご説明いたします。

協議第33と付してあります資料をご覧ください。座ってご説明させていただきます。

調整方針案を読み上げます。

国民健康保険税については、合併時に統一した税率等を適用するものとする。この場合、応益割合(均等割額、平等割額)が45%から55%未満となるよう調整するものとする。平成15年度の医療保険分については、1人当たり保険税額が77,000円から78,000円となるよう調整するものとする。ただし、所得金額、保険給付費等の動向により再検討する。平成15年度の介護保険分については、1人当たり保険税額が15,000円から16,000円となるよう調整するものとする。ただし、所得金額、介護給付金等の動向により再検討する。国民健康保険税は、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保するための適正な負担額となるよう、最高5年間で調整するものとする。賦課方式、軽減割合、課税限度額、賦課期日及び納期については現行のとおりとするをいたしております。

ご説明をいたします。賦課方式につきましては、現在3町村とも所得割、資産割、均等割、平等割という基本的な方式そのものは共通でございますが、税率、税額につきましては一覧表でご覧のとおり異なっております。したがって、これについては、税につい

ては不均一課税という道も制度上は残されているのではございますけれども、新市においてはやはり平等性を確保したいということで、合併時に統一した税率を適用したいということでございます。

もう一つの前提といたしまして、応益割合と申しますか、均等割額、平等割額、これについては応益割合に対する考え方として、応能割合というのがございまして、これは所得割とか資産割なんですけれども、この割合を45から55%にしたいと。これが大前提でございまして、これは何故かということになるんですが、国は応納割合と応益割合の割合をほぼ5割になるようにという指導方針でございまして、より50%に近いところにある保険者に限って軽減割合という、中段にあります7割軽減、5割軽減、2割軽減というのがありますけれども、これは所得等に応じて軽減ができるという制度なんですけれども、この制度を適用してもよろしいという制度にしておりまして、この割合を外れますとこれが適用できなくなります。これが一番住民の方にはメリットのある軽減割合でございまして、これを適用したいということで最低限のラインとしてこの45から55%は守りたいというのが一つです。

1人当たり保険税額を見ていただきますと、医療保険分というのは通常の従来からの国保の方でございまして、介護保険分といえますのは、介護保険が施行されて以降、国保加入者については介護保険の保険料は国保の方で取っていくということになっております分でございますが、医療保険分の1人当たり保険税額を見ていただきますと、高富町が83,816円、伊自良村が75,469円、美山町が76,285円、これは平成13年度の本算定のときの数字でございまして、こういう数字になっておりまして、格差がございまして、したがって、少なくとも平成15年度につきましては、1人当たり保険税額が77,000円から78,000円となるように調整したいということで、より低いラインに抑えたいということでございます。同様に介護保険分につきましても、ご覧のとおり格差がございまして、1人当たり保険税額が15,000円から16,000円となるように調整したいということでございます。ただし書きが付いておりますけれども、所得金額、保険給付費等の動向により再検討するとなっておりますのは、国保はご存知のとおり独立採算の制度でございまして、要はかかった経費ですね、わかりやすく言えば、医療費にかかった経費から国や県からの補助金、交付金等を除いた分を保険税で賄っている、大まかに言いますとこのような制度でございまして、どうしてもかかった経費が大きく膨れ上がってしまいますと、この1人当たり保険税額いくらというものが達成でき

なくなる可能性もございますし、実はこれは合併とは関係なく、所得金額につきまして国の法改正が予定されておりまして、国会で審議をされる予定になってはいますが、所得金額が見直しをされる可能性がありまして、要は率を掛ける大もとの所得金額が変わる可能性がございます。そうなりますと、果たして今のこういうような制度を運用していいかどうかというのは、まだ保証の限りではない。これは合併とは関係なく、国全体の制度としてそのような改正が予定されているということで、その場合には果たしてこれでいけるかどうかというのは、再検討する余地がありますよということで、またそれはそのときに試算をしてみたときにどうなるかということでございますので、今の段階では再検討するという言い方でご容赦願いたいということでございます。したがって、平成15年度について保険税額はとりあえず、低いレベルに抑えさせていただきます、ただし、何度も申しませんが、国民健康保険は独立採算の制度でございますので、健全で円滑な運営を確保するための適正な負担額となるよう、最高5年間で調整すると言っておりますのは、場合によっては税率、税額を上げてくる可能性もありますよということで、これについてもこの時点からお断りしておいた方がいいだろうということで加えております。

その他、賦課方式、軽減割合等につきましては、今3町村とも共通でございますので、これについては現行のとおりということで、法改正等がない限り現行のとおりとしたいという意味でございます。

次のページもあわせてご説明をしてまいります。

これは給付関係、助成関係でございますが、調整方針案を読み上げます。

国民健康保険療養給付費一部負担金については、現行のとおりとする。出産育児一時金については、現行のとおりとする。葬祭費については5万円とする。高額療養費支払資金貸付事業については、高額療養費支給金額の9割相当額まで貸し付けを行うものとする。成人病予防健診料助成事業については、助成額を1件につき1万円とし、年齢制限は設けないものとする。無受診世帯表彰にあつては、1世帯につき5,000円相当の記念品を進呈する。ただし、被保険者の人数加算は行わないものとするをいたしております。

療養給付費一部負担金につきましては、これはわかりやすく言いますと、お医者さんにかかれたときに、窓口で受給者が払われる割合なんですけれども、これは当然3町村とも共通の割合になっておりますので、現行どおりということです。

出産育児一時金につきましても、30万円ということで共通でございますので、現行のとおりをいたしております。

葬祭費につきましては、高富町2万円、伊自良村5万円、美山町5万円ということになっておりますが、5万円という高い方に合わせさせていただくということでございます。

貸付事業につきましても、9割、8割、9割という制度になっておりますので、これも高い方の9割という分に合わせさせていただきます。

成人病予防健診料の助成につきましても、5,000円、1万円、1万円、美山については40歳以上の負担ということになっておりますが、年齢制限のない1万円ということで、最も高いところに合わせさせていただきます。

無受診世帯表彰につきましては、実は高富町については被保険者1人当たり5,000円、それから美山町につきましては1世帯当たり5,000円ということになっておりますけれども、これについては伊自良村だけが被保険者1人につき15,000円ということで、高い設定になっております。それから、2人目から1人増すごとに2,000円ということで、最も高いサービスとなっておりますけれども、これについては申し訳ないんですけれども、1世帯につき5,000円ということで対応させていただきたいということでご理解を賜りたいと思います。

最後のページに先進事例を付けております。逐一読み上げることはいたしませんけれども、国保税につきましては、その合併関係市町村の状況において、調整方針が大きく書きぶりが変わっておりまして、特にどれをそのまま採用しておりますということではないんですけれども、国保につきましては、今の時点で、将来の税率そのものを今の時点で全部決めてしまうということは非常に困難なものですから、いずれのところも税率については、より一般化した書き方になっているということだけのご理解を賜りたいということでございます。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の方から説明をいたしました協議第33号の国民健康保険事業の取扱いにつきまして、ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。

委員 今、事務局からのご説明で大体納得できるわけですが、国民健康保険税については一般の住民も非常に興味のあるところだと思うわけですが、いわゆる応益と応能の割合、国としては限りなく50%にすべきだという考えがある。それに基づいて45から50という、いわゆるプラス・マイナス5%の範囲内で設定をするということで承知をいたしました。平成14年度の3町村のそれぞれの割合というものは、この45から55の範囲にあるのか、あるいはこれを前後しておるのかという、もしわかればお答えをいただ

きたいと思います。

事務局長 お答えいたします。

3町村ともこの範囲内にございます。といいますのは、軽減割合のところをご覧いただきますと、3町村とも7割軽減、5割軽減、2割軽減ということになっておりまして、この範囲内ないと、この設定ができないということでございます、少なくとも3町村ともこの範囲内にしておるということは、現在のところこの範囲内にあるということでございます。

#### 暫時後

委員 無受診世帯の表彰につきましてご説明あった訳なんですけれど、高富町さん、美山町さんは5,000円に設定されておると、見方によると非常に高い数字が挙がっているのに。ちょっと内容がどうなるのかどうかわかりませんが、山県郡の将来イメージのアンケート調査をしたと、最も多かったのはいわゆる保健福祉のまちというのが第1位を占めておったということが資料としていただいておりますが、いわゆる48.5%が第1位であったということがお知らせいただいた訳なんですけど、健康づくりや子供、お年寄りなども大切に作る保健福祉のまちということになるということを考えてみると、無受診ということ、いわゆる医師に何もかかってないと、非常に健康で過ごされておるということは、1人に付きなのかあるいは1世帯なのか特に示しませんが、何らかの形で15,000円に近い方法を選んでいただくことはできませんでしょうか。

議長 事務局からお答えをいたします。

事務局長 住民の方が保健福祉のまちというのを望んでいらっしゃるというのは、確かにいらっしゃるということでございますけれども、個々のサービスといいますか、個々のものにつきましてすべてを高いところに設定するということは、できかねる場合もございます。当然先ほどから申しておりますように、国民健康保険というのは独立採算でやっております関係上、当然高い単価を設定してしまいますと、その分が保険税にはね返るということになりますので、税金が高くなるのでもよろしければ、どんどん高くしていきますという、極端な話、そういうことになってしまいますし、これにつきましては近隣の状況も調べております。参考までに申しますと、関市、武芸川町はこの無受診世帯表彰というのは全く実施されておられません。それから、本巣町、北方町、真正町につきましてはやはり5,000円ということで、5,000円の記念品ということをされております。糸貫町においては1人世帯の場合は5年以上無受診の場合に8,000円の記念品ということ

で、非常に厳しい規制をかけていらっしゃいます。あと、笠松町、柳津町はちょっと違いますが、笠松町の場合は、1人世帯の場合は3,000円、2人世帯の場合は5,000円、3人以上の世帯は12,000円、柳津町の場合は1人世帯に5,000円、2人以上の世帯に1万円という制度になっております。これらの近隣の状況も考慮いたしまして、財政的な計画も考慮いたしまして、やはり1世帯で5,000円といたしたいということでございますので、何とかご理解賜りますようお願いしたいということです。

議長 よろしいでしょうか。

委員 いずれにいたしましても、無受診という言葉は非常に、私も実は無受診なんていうことないんですが、毎月ぐらい通院したり、あるいは入院したこともございますし、その都度、国民健康保険の方で大変甘え過ぎてお世話になっておるんだなあというふうに考えるわけなんですが、あなたは何月にどこの医院あるいはどこの薬局でこれこれかかりましたよと通知が来た場合、たくさんかかるわけなんですが、その中の2割なり3割負担すればいいんですが、そういったことを考えてみたときには、当然健康で無受診なんです。そういう家庭に当然ながら表彰すべきです。しないとおっしゃっておりませんので、5,000円に何とか設定してご理解をいただけませんかという数字があった訳なんですが、いわゆる伊自良村の3分の1なんです、この金額にしてみると、何とか歩み寄りができないでしょうか。

#### 暫時後

委員 ちょっと済みません、もう一遍よろしいでしょうか。平成13年度に伊自良村、高富町、美山町で無受診世帯は何戸ぐらいあったのか、こんな健康な方がたくさんだから、これだけ払ったら到底及ばないということならば、いいんですが。

議長 事務局から答えます。

事務局長 高富町ですと100件、それから伊自良村が12件、美山町が58件でございます。

委員 今の舩戸委員さんのご要望、私も共鳴をするわけですが、何とかその中間をとって1万円ぐらいのところを検討をやられるんだったらありがたいと思うということと、それから表彰ということですから、表彰状に添えてこの記念品ということになる訳ですね。あるいは、記念品だけかもわかりませんが、ここでいわゆる調整の方針として、5,000円相当の記念品を進呈すると、こういう明言をされるということになりますと、例えば同じ品物でも買う方法によっては、1万円のものが5,000円で買える場合、あるいは

3,000円のものでも5,000円出さなきゃいかんというようなこともあるもので、無受診世帯で実際にそういった賞を受けられるお方は、私はその人の好みによって、その5,000円というものを十分に生かしきるには、そのお金を現金かあるいは商品券か、そういうような形でも方法を講じるような文言にしておいたらどうかということをおもうわけでありまして、ご検討いただけませんか。

議長 この件につきまして、どれかに統一しなきゃいけないということもございまして、今日は継続ということで、後ほどもう一度提案させていただきますので、よろしくお願い致します。他に何かございせんか。

#### 暫時後

それでは意見もないようでございますので、協議第33号国民健康保険事業の取扱いにつきましては、先ほどの件につきましては以外は原案どおり承認させていただくということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。異議なしということで、協議第33号の国民健康保険事業の取扱いにつきましては、無受診の件以外につきましては原案のとおり承認をされました。

続きまして、協議第34号の保健・環境関係事業の取扱いについてのご協議をお願いいたします。事務局から説明をいたします。

事務局長 それでは、ご説明をいたします。

協議34と付してあります資料をご覧ください。調整方針案を読み上げさせていただきます。可燃ごみの収集については、当分の間、現行のとおりとする。ただし、新市においては各自治会との協議等により調整を図るものとする。不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの収集については、現行のとおりとする、としております。

可燃ごみにつきましては、現在いずれの町村もステーション方式をとっておりますが、実は伊自良村と美山町だけは可燃収集ごみボックスを配置するような形で設置をしておりますが、高富町はこの方式をとっておりません。町のあり方といいますか、置く場所があるやなしやというような部分もございまして、高富町はこの方式をとっておりませんが、基本的には今の方式、現行のとおりとするということでございましてけれども、各自治会の方とご相談をした上で何らかのご要望があれば、まだ設置してないところにつきましても設置することにはやぶさかではないという意味でございます。

不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの収集については、現行のとおりということで、これは基本的には3町村、もうごみの最終処分を一部事務組合で対応してということもあって共通でございますので、特に現行と変わることなくやらせていただきたいということでございます。

ごみの焼却につきましては、美山町の環境保全センターへ搬入して焼却をしておるんですけども、今年の12月以降これが広域化計画の中でできなくなりまして、岐阜市へ委託せざるを得ないという状況の中で、ただ住民の方に対しては何ら不便をおかけすることなく、現行どおりで対応させていただきたいという調整方針案でございます。以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の方から説明をいたしました協議第34号の保健・環境関係事業の取扱いにつきまして、ご質問、ご意見ございましたら発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見もないようでございますので、協議第34号保健・環境関係事業の取扱いについては原案のとおり承認させていただくことといたしたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしということで、協議第34号の保健・環境関係事業の取扱いについては原案のとおり承認されました。

続きまして、協議第35号の公共施設の名称等の取扱いについてのご協議をお願いいたします。事務局から説明いたします。

事務局長 ご説明いたします。協議35と付してあります資料をご覧ください。7ページにわたりますので、特にご説明必要な部分だけご説明を申し上げます。

公共施設の名称については現行の名称を基本とし、住民にとってわかりやすい名称となるように調整する。公共施設の供用時間等については現行の運営方法を基本とし、住民の利便性に配慮するとともに、施設の利用実態に応じて統一するよう調整に努めるものとするとしている調整案でございます。公共施設につきまして、統一的に今回示させていただきました。

1ページからご説明を申し上げます。

保育所につきましては、保育所といたしておりましたのを、まず保育園という形に統一させていただきました。それから、高富町の中部保育所あるいは美山町の中央保育所





していただきます。供用時間のところをご覧くださいますと、新市では9時から17時となっております。館長が認める場合は22時までという書き方になっておりまして、高富町に合わせるという形になっておりますけども、現行の運用方式を変えるつもりはございませんが、あくまでも17時で閉めるんだけれども、当然事前に予約があって、その日の夜にお使いになるということがわかっておる訳でございますので、その場合は認める場合ということで、22時までには供用していただくということで、もし夜予定が入っていない場合には17時で閉めさせていただきたいということで、使っている方式にはそれほど影響しないというふうに思っております。

その他の社会教育施設でございますけども、美山町コミュニティセンター、青波地区にあるものでございますけども、これは平成14年度中に廃止予定というふうに伺っております。それから、北武芸郷土研修室につきましては、次のページにも出てまいりますけど、北武芸の運動場、北武芸の体育館とともにみやまジョイフル倶楽部という形で名称変更をいたします。伊自良村の図書館、美術館、歴史民俗資料館につきましては、村という部分を外していただきます。

次のページに参ります。体育館、グラウンドにつきましては、町民と入っておるものを消させていただくと、それから高富町の総合運動場につきましては、市総合運動場といたします。伊自良村総合運動公園につきましては、伊自良総合運動公園といたします。伊自良のドームにつきましても、同様でございます。それから、美山の総合運動場につきましても、美山総合運動場とさせていただきます。みやまジョイフル倶楽部については、先程と同じ説明でございます。

次に参ります。

高富町農業研修センターにつきましては、平成14年度中に用途を変更するように伺っております。美山町の構造改善センター、生活改善センター、山村開発センターにつきましては、美山町という町の部分をカットして、それから供用時間につきましても、先ほどの公民館と同じように9時から17時までといたしますが、ご利用の予定があれば22時まで使っていただいて構いませんということでございます。

次のページでございます。公園でございますが、名称変更がございます。高富町のサングリーン児童公園につきましては、星ヶ丘児童公園といたしますし、伊自良村のフラワーパークすいげんにつきましては、村という部分を消させていただきます。それから、道の駅いじらにつきましては上願ポケットパーク、美山町桔梗公園につきましては美山桔梗公

園ということにさせていただきます。供用時間等については、基本的には自由に使用させていただきますので、何も変わりはありません。

最後のページでございます。伊自良村の青少年の森遊水施設につきましては、遊水広場にいたしたいということでございます。グリーンプラザみやま、あいの森山の家につきましては、美山町という部分を消させていただくということでございます。山県郡環境保全センターにつきましては、市クリーンセンター、有線テレビにつきましては市有線テレビといたします。それから、消防本部につきましても、市消防本部、消防署につきましては市南消防署、北消防署というふうにいたしたいということでございます。以上でございます。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局の方から説明いたしました協議第35号の公共施設の名称等の取扱いにつきまして、ご質問、ご意見がありましたら発言をお願いいたします。

暫時後

ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それではご意見もないようでございますので、協議第35号公共施設の名称等の取扱いについては原案のとおり承認させていただくということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしということで、協議第35号の公共施設の名称等の取扱いについては原案のとおり承認されました。

続きますのは、先ほどの協議第22号の(仮称)新市まちづくり計画についてのご協議をお願いいたします。

これについて事務局から説明をいたします。

事務局長 それでは、協議第22となっております、別冊になっておると思うんですけど、まちづくり計画の素案をご覧ください。

これについては、誠に申し訳なかったんですけども、お配りした後で誤りが何点か見受けられまして、ご訂正を口頭ですると紛らわしいものですから、正誤表という形でA4の1枚紙のものをお手元に配付させていただきましたので、ご理解賜りますようお願いをいたします。誠に申し訳ありませんでした。

それでは、ご説明をいたします。

まちづくり計画につきましては、前回まちづくり構想といたしまして、まちづくりの基本方針まで、基本理念、それから基本方針、5つの柱ですね、ここまでが前回までご協議を申し上げまして、概ね認めていただきました。今回は19ページ以降、具体的にどんな施策をやっていくのかにつきまして、施策は列挙してございます。

始めに、お断り申し上げておきますけれども、これにつきましては県とも並行的に協議を進めておりますし、各町村とも協議を進めまして、鋭意事業の絞り込み等を行っておるところでございますけれども、まだまだ合併協定をするまでには多少、最終固めていくというところまでには若干の追加、訂正等が入る可能性もございますので、今回ご説明申し上げます、もしご了解いただけたとしても、その後また新しい事業が入ってくるということも十分考えられますので、ご了解を賜りたいと思います。

それでは、19ページ以降、簡単にご説明を申し上げます。

まちづくりの主要施策の5本柱に沿って、5つの柱に沿って主要施策を張り付けてございます。健やかで安らかまちづくりという1本目の柱につきましては、まず保健・医療につきましては、岐北総合病院を中心に連絡体制を密にするということ。それから、福祉機能につきましては、従前から福祉サービスについては、より高いサービスを提供したいということをおっしゃるけれども、そのほかに既存施設の有効活用も図りながら、あるいは民間団体等も十分に一緒に働きながら福祉の充実を図りたいということでございます。特に、シルバー人材センターにつきましては、高齢者の生きがい対策としても有効なものですから支援をしていきたいということです。まるごと福祉健康村拠点施設整備事業につきましては、引き続き推進するという立場でございます。高齢者福祉につきましては、これも先ほど申しましたように、福祉サービスにつきましては前回ご協議をお願いしておりますし、在宅介護を推進するために、新市に組織として基幹型在宅介護支援センターというものを設置いたしますし、美山地域の交通が非常に不便でございますので、北部デイサービスセンターというものを新たに設置したい。この名称は仮称でございますけれども、設置したいということでございます。障害者福祉につきましては、現在進めております相談体制の強化、それから在宅福祉対策の充実、自立支援等は引き続き進めたい。それから、公共施設を始めとするところでユニバーサルデザインのまちづくりも推進したいということでございます。子育て支援につきましては、乳幼児医療助成については、前回協議していただきましたけれども、一番高いところにサービスの設定をいたしておりますし、

保育所についても機能強化を図りたいということでございます。それから、児童厚生施設につきましては、現在高富町に現在2カ所ということでございますので、全市域においても適正配置をしていきたいということで、これについても検討を進めたいということでございます。現在高富町で実施しておりますコミュニティママ子育てサポート事業につきましても、新市全域を対象に実施したいということでございます。

安全・防災につきましては、今日ご協議いただいておりますけれども、地域防災計画をつくるとともに、自主防災組織の育成、それから防災行政無線の整備、それからその他、防災・防犯施設についても計画的な整備を図りたいということでございます。それから、県事業が主体になりますけれども、河川、砂防、急傾斜崩壊対策事業についても積極的に進めていただきたいということでございます。

ここまでが主に取り組む方針について書いてございます。その下に施策項目あるいは主要事業という形で、今まで触れてきましたような事業を始めとする代表的な事業、もちろん先程から申しておりますように、現在調整中のものもございまして、これ以外は一切やらないのかというふうにとられますと、ちょっと辛いんですけども、現在俎上に上がっておるものはこういうものがありますよということでご理解いただきたいと思いますけれども、このような事業を進めて参りたいということでございます。

次のページに参ります。22ページです。便利で快適なまちづくりでございます。

まず第1は、山県郡での大きな課題でございます。幹線道路網の整備促進でございます。国道、主要地方道、県道等の幹線道路網の改良整備を行うことは従来どおり進めて参ります。基本的に道路交通を円滑に推進するとともに、特に岐阜・美山線が開通いたしますと、市内が環状道路で結ばれるということになります。東海環状自動車道につきましては、国事業でございますけれども、この整備促進を働きかける。特に、仮称でございますが、高富インターチェンジの早期開設を目指したいということです。幹線道路網を整備することによってインターチェンジへのアクセスにも資するということになります。当然、幹線道路に関連するアクセス道路、それから地域間の連絡道路についても計画的に進めて参りたいということでございます。また、1市町村1施設ということで進めておられます道の駅についても整備について検討いたします。公共交通機関の機能充実でございますけれども、これも従前協議会でご説明申し上げましてご承知いただいております。自主運行バスについては拡充をいたします。料金体系についても利用しやすい料金体系といたします。路線バスにつきましても、自主運行バスとの連携を考えながら調整を図って参りたい

ということでございます。上下水道につきましては、現在伊自良村と美山町においては簡易水道の統合化が進められておりますけれども、これに限らず、上水道についても施設整備を進めていきたい。それから、下水道につきましては、計画どおり公共下水道の計画が入っているところについては実施したい、下水道がまだ未整備のところについては、早急に整備計画を策定し着手していきたいということでございます。良好な定住環境の整備ということで、宅地、住宅の整備も進めたい。それから土地区画整理事業、それから基盤整備ということで、道路、公園等の公共施設整備あるいは生活環境整備等によって暮らしやすいまちづくりをいたします。5番目の情報通信基盤の整備につきましては、今日ご説明申し上げてご理解賜ったということでございます。

行政サービスの向上につきましては、行政の情報化を始めとして、施設整備によって行政サービスの向上を図りたいということでございます。同じように施策項目、主要事業を掲げてございます。県事業につきましては、県との調整を図っておる最中でございますので、変わる可能性はございます。まちづくり計画には、県事業も載せた上で、県との協議を進めるという仕組みになっておりますので、県との協議を進めながら順次書いていくということになりまして、基本的には県からのご意見をお聞きしながら書いておりますけれども、まだ変わる余地はございます。

25ページでございます。豊かで美しい自然を守るまちづくりでございます。森林の整備と活用ということで、特に美山地域を中心とするところは、山や森をきちんと守っていくということが非常に必要でございますので、基本的には林業経営に対する支援を通じて計画的に保護育成したいということです。それから、特に間伐事業については、災害対策ということもございまして、積極的に推進したいということです。それから、自然との共生に配慮しつつという前提付きでございますけれども、山や森をレクリエーション、安らぎと憩いの場として活用するように計画的に整備をしたいということです。水環境の保全につきましては、森林の保全を図ることが実祭に水源涵養機能を高めるということとなりますし、下水道整備によっては河川環境が良くなるということもございまして、これは再掲ということになりますけれども、そういうことも図ってまいります。循環型社会の構築ということで、新市において環境基本計画の策定等もいたしながら、まず率先して取り組みたいということで、国際環境管理規格であるISO14001の取得を庁舎、本庁舎において目指したいということでございます。その他、減量化、再資源化を進めるための事業もやっていきたいということでございまして、新エネルギーへの対策とい

うことで、太陽光発電などの新エネルギーの導入も進めたいということでございます。

27ページでございます。活力あふれる産業のまちづくりでございますが、まずは地場産業の振興でございます。まず農林業の振興を図るために、後継者の確保とか高度化・低コスト化を進めていきたい。従前どおりの方針でございます。それから、森林保全についても、先程から申し上げておりますように支援をしたい、あるいは中小企業につきましても、商工会活動を支援するとともに小口融資等による金融的な対策もしてまいりたいということで、活性化を促進したいということでございます。新たな産業立地の推進ということでインターチェンジができますので、こういった利点を活用しまして新たな産業立地を促進したいということです。それから、美山地域におきましては、県営産業団地の誘致を推進したいということで関連事業を進めてまいります。

交流拠点の整備ということで都市近郊であるという利点がございますので、レクリエーション施設の整備もしながら、たくさんの方が新しい市に集まって活力が生まれるようにしたいということで、特にインターチェンジ周辺についてはにぎわいの交流拠点、例えば広域交流の拠点ということで計画的に拠点整備を進めて参りたいということでございます。

29ページでございます。豊かな心と文化を育むまちづくりでございます。教育環境の整備ということで、まず新市の教育振興について総合的な取り組みをするということで、教育委員会に組織でございますが、総合教育研究所を設けたいということでございます。そこにおいて教員の研修をして研究を進めたいということでございます。そのほか、良好な教育環境を確保するために、地域の状況に応じて校舎の建築や改築などの学校施設の整備をしていきたい。それから、通学手段、通学が困難なところに対しては通学手段の確保も考えたいということでございます。それから、高度情報化社会に対応した人材を育成するためということで、高速通信網を整備するとともに、パソコンの配備についても更に増強したいということでございます。生涯学習・スポーツの振興につきましても、やはり基本的には施設整備を図るとともに、ソフト的な事業も充実してまいりたい。ひいては関連団体等の活動、それから支援・育成に努めたいということでございます。それから、情報化ということもございますので、情報提供も充実して参りたいということでございます。地域文化の振興につきましても、新たな文化をつくり出すということのほかに、従前の文化を守っていくという姿勢、この両方の姿勢を進めて参りたい。それから、伊自良地域において、現在建設中の文化の里の整備についても継続的に進めるということでございます。

す。それから、その他国際交流の推進も進めて参りたいということでございます。

31ページには、今の5本の柱ごとの対応すべきものの再掲でございますけれども、重点プロジェクトという形で掲げてございますし、最終ページでは新市における岐阜県事業の推進という形で、これはこれから岐阜県との調整もございますけれども、岐阜県事業を列挙してございます。

こんなような形で、まちづくり計画の主要施策部分について今回提案をさせていただきました。

このほか、新市建設計画には公共施設の整理統合、それから財政計画についても記載する必要がございますので、これは現在も作業中でございますので、次回の協議会には何とかご提案できるのではないかとこのように思っております。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の方から説明をいたしました協議第22号の(仮称)新市まちづくり計画について、ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。

暫時後

ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見もないようでございますので、新市のまちづくり計画につきましては、引き続き継続協議にしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしということで、協議第22号の(仮称)新市まちづくり計画については継続協議といたします。

次に、確認事項といたしまして、次回の協議会開催日程でございますが、通常どおり7月1日の月曜日ということでお諮りしたいと思います。また、開催時間につきましては本日と同様、午後1時30分からということで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、次回は7月1日月曜日の午後1時30分からと決定いたします。

皆様には大変お忙しいところ、それぞれにご都合もあろうかと存じますが、万障繰り合わせてご参加いただきますようお願いを申し上げます。また、詳しい内容等につきましては、追って事務局より改めてご案内させていただく予定でございますので、よろしくお願いをいたします。次回の会議における協議事項等につきましては、事務局の方から説明さ



せていただきます。

事務局長 次回でございますけれども、既にご承知のことと思いますけれども、だんだん協議事項自体が絞られてまいりまして、今日継続協議となっております3件、新市の名称、それから議会議員の定数等の取扱いは当然のことながら引き続き協議していただきたいと思っております。そのほかに、まだ提案しておりませんが、一般職、特別職の職員の身分の取扱いのほか、組織機構の関係、行政組織機構の関係はあえて一番最後に提案したいということで、今回まで提案してございませんでしたけども、今回は提案したい。それから、まちづくり計画につきましても、財政計画とあわせたもの、最終版という形になりますけれども、これをご提案申し上げたいというふうに思っております。新市の名称につきましては、先程基本的に今回のものについては、特にご意見なかったということでございますけれども、何らかの絞り込みのご意見を賜ればというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長 それでは次に、レジュメに従いまして、5のその他でございますが、何かございませんか。

#### 暫時後

それでは、特にご意見もないようでございますので、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

会議進行のご協力に対しまして感謝を申し上げ、本日の合併協議会を閉じさせていただきます。誠にありがとうございました。

午後3時07分 閉会